

東三河平坦部における救急医療体制について

○ 救急医療体制整備の実施主体【国の救急医療対策事業実施要綱】

- ① 第一次救急医療体制（休日夜間急病センター等）
 - ② 第二次救急医療体制（病院群輪番制）
 - ③ 第三次救急医療体制（救命救急センター）
- } 基礎自治体
都道府県

○ 第一次救急医療体制【「愛知県の救急医療（令和4年度版）」より】

豊橋市、豊川市、蒲郡市 … 休日夜間診療所及び在宅当番医制
田原市 … 在宅当番医制

○ 第二次救急医療体制【「愛知県の救急医療（令和4年度版）」より】

- ・ 豊橋医療センター、蒲郡市民病院、厚生連渥美病院、光生会病院、成田記念病院、総合青山病院、豊橋ハートセンターの7病院による輪番制
- ・ 東三河平坦部広域救急医療対策連絡協議会（幹事：豊橋市）の設置

東三河平坦部における初期救急医療体制の課題について

○ 背景

第7波による新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、受診難民が多数発生し、特に、休日・夜間における救急医療体制に関する課題が浮き彫りとなった。

○ 課題

今般の新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後の新興感染症も見据えた初期救急医療体制の構築が求められている。

(例示)

- ① 休日夜間診療所及び在宅当番医などにおける救急患者の受入体制の強化
- ② 公立病院、民間病院を含めた地域全体での救急医療体制の強化
- ③ 限られた医療資源の活用を図るため、広域的な救急医療体制の構築